

食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成17年10月11日 山口県山口市会場

質問者	質問の内容	回答
1 消費者	輸入食品については、すべて日本の安全基準にパスしたもののみ流通することを願います。日本の安全基準と同等にするために日本の基準をゆるくするという事はやめて頂きたいです。食の安全という事は、人の命にかかわる問題ですので、安全確保ということを食品関係の仕事をしているすべての方に重く受けとめて頂きたいと思えます。	輸入食品の安全性確保に当たっては、効果的、効率的、重点的に監視を行うため、毎年度国民の意見を聴いて策定する輸入食品監視指導計画に基づき実施しています。具体的には、輸出国、輸入時、国内の3段階で必要な対策を取ることとしており、こうした内容は厚生労働省のホームページなどでも公表しています。また、2つめのご意見に関して、ポジティブリスト制度の導入にあたり、必要に応じて暫定基準等を定めています。基本的には現行制度のもとで原則販売等の規制のなかったものに対して、制度施行後は基準値を超える食品の販売等を規制しようとするものであることをご理解いただきたいと思います。また、ポジティブリスト制度導入にあたり、これまでに設定された現行の残留基準の改定は行いません。
2 行政関係者	輸入食品(農産物)等の安全性をより高めるため、その監視体制と検査(検疫)項目等について具体的な内容で示して欲しい。	輸入食品の輸入時における監視については、全国31ヶ所の検疫所において300名(平成17年度)の食品衛生監視員を配置し行っています。そのうち保管場所でのサンプリングや臨検検査、検査室での試験検査等を分担して行っています。また、食品衛生法の改正により、平成16年度から試験検査を民間の登録検査機関に委託することが可能となったことから、必要に応じて活用しているところです。輸入時における検査項目はこれまでの違反事例や海外情報等に基づいて決定していることから、全てを予め示すことは困難ですが、一部については毎年度策定する輸入食品監視指導計画に記載しています。また、その結果については年度途中及び年度終了後に公表する監視指導結果により具体的に公表しています。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html)
3 農協	クローピリホス(ダズバン)は、アジアのある国から輸入されたネギより検出事例があり、以後如何なる処置がとられましたでしょうか？	平成16年度には中国産ニラや韓国産ワケギから基準値を超えるクローピリホスを検出しています。これらの食品については、モニタリング検査を50%に強化し、違反の可能性について確認したところ、2回以上の違反が確認されたことから、輸入の都度の検査である検査命令を実施しています。
4 消費者	輸入食品の安全について、外食産業・冷凍食品のチェックがどのようになされているか、消費者には分かりづらく不安である。	輸入食品の安全性の確保については、事業者が第一義的責任を有していますが、行政としては、国内に流通する輸入食品について、各都道府県等が食品事業者の施設の設置状況等を勘案して作成した食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を実施しています。山口県では、輸入食品を含め、県内に流通する食品について、食品衛生法に違反した食品が流通等しないよう、販売店、飲食店等の監視指導を行っているところです。また、収去検査を計画的に実施しており、違反品が発見された場合は、流通しないよう措置するとともに、その結果については、公表もしております。また、輸入食品の輸入時における監視に当たっては、外食産業等の業務用であるか、消費者に直接販売される小売用であるかには区別せずに、過去の違反事例や海外情報等に基づき、違反の可能性に応じて、効果的、効率的、重点的に監視を行うこととしています。なお、輸入時の検査の違反情報等については厚生労働省のホームページに公表するなどして、事業者等に情報提供に努めています。
5 農薬メーカー	家庭用殺虫剤(作物用途でない成分)が検出された場合、その作物の扱いはどうなるのか？	農薬等以外の用途により、農薬等の成分である物質と同一成分が食品に残留する場合、その残留はポジティブリスト制度の規制対象となります。
6 農協	先行開発農薬(ジェネリック製品を含む)は、おのずと安価である。これらの成分に関するADIを早急に算出して、残留基準値を策定して欲しい。資源の活用につなげたい。	農薬等のポジティブリスト制度においては、我が国の既存の農薬等の残留基準に加え、コーデックス基準や登録保留基準等を参考に暫定基準を設定しているところです。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。また、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

質問者	質問の内容	回答
7 農協	現在残留基準のある農薬は229種類(実際は増加しているかも)、5,000種類以上の農薬が流通している上に、適用作物の種類構成を考慮すると残留基準値の策定は未来永劫かもしれない。	食品衛生法では、食品に残留する農薬等の成分について規制していますので、残留基準を設定する物質の数は農薬の商品数とは異なります。今後とも必要な農薬等の残留基準について整備を進めて参ります。
8 農協	ポジティブリスト制を施行すると、大多数の農薬は、一律基準値(0.01ppm)で規制される。	国内登録農薬に関しては、登録保留基準を参考に暫定基準を定めており、一律基準適用は適用外使用等の場合に限られると考えられることから、ご指摘のような状況の発生は少ないものと考えています。
9 食品等事業者	・分析方法について ・分析義務は発生するのか ・国内と輸入品の分析項目の違いについて	・不検出の分析方法は告示で、それ以外は通知でお示しする予定です。通知分析法は分析法の一例であって、科学的に妥当性の検証された方法であればそれ以外の方法であっても有効です。 ・ポジティブリスト制度は、食品等事業者に分析を義務づけるものではありません。 ・食品の分析項目については、生産地における農薬の使用状況等、生産・製造等の状況、過去の違反事例、食品安全に関する情報等を勘案し、重点的、効率的かつ効果的な監視を行うために決定しており、輸入食品については国内において、国内流通食品については各都道府県等において監視指導計画を策定し実施しています。
10 食品等事業者	どうしても農薬等の使用履歴が不明な原料については、安全性を確認する方法として、一斉分析で可能な限り全ての項目を分析することが考えられますが、100%ではありません。行政として、推奨する方法がありますか？また、最新の分析事情について教えてください。	農薬の分析にあたっては、その生産地における農薬の使用状況等や過去の違反事例を参考に重点的に分析する項目を決定するのが効率的であると考えます。なお、違反事例等については、ホームページによる提供に努めていますので、その活用をお願いします。
11 食品等事業者	食品製造業において、実際に製品に対する残留農薬等の基準値遵守の保証をどのように行っていけばよいのか、効率的な運用例が知りたい。	加工食品の基準適合性の判断は、一部の加工食品としての基準が設定されている食品を除き、主として、原材料の基準適合性をもって判断することとなります。残留農薬等の基準値を遵守する方法は、食品等事業者が扱う製品により異なるものと考えられますが、生産、流通の各段階における的確な管理が大切であり、使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従った検査を行うことが合理的であると考えます。例えば、農作物に使用した使用履歴があるのであれば、その農薬を、防除基準や防除歴があるのであれば、その農薬を検査することが考えられます。
12 食品等事業者	ポジティブリスト上の農薬等の残留濃度について、自主検査を行う場合の分析機関や分析方法、費用などについて知りたい。	分析機関としては、食品衛生法に基づく登録検査機関などがありますが、検査結果について行政的な判断を要しない自主検査については、自社の検査部門や登録検査機関以外の検査機関を活用することが可能です。分析は、国が示した方法(通知による分析法は科学的に妥当性の検証が行われた方法であればそれ以外の方法であっても可)により行いますが、国では必要な分析方法を開発し、順次ホームページで公開しています。外部の検査機関における分析費用に関しては各機関が設定するものですので、詳細は各機関に確認願います。
13 農協	日本の農業基盤は狭小である。したがって、路地作物を例にしても異種作物間の隔離間隔を確保できる遊休土地が確保できない。すなわちドリフト防止対策が大変困難である。更に、高度な施設栽培になれば、メートル間隔で異種作物と同居することとなる。作物の分類及びグループ化を勘案して、栽培作物に対する農薬の適用・使用を選択しなければならない。	ドリフト防止対策については、関係団体等が「ドリフト対策連絡協議会」を立ち上げ、「農薬散布時のドリフト防止対策ガイド」を策定、都道府県等に配布し、対策の検討を進めてきたところです。また、国においては、「農薬飛散影響防止対策事業」により、民間団体と協力してドリフトの防止・低減のための技術開発等を進めてきたところです。
14 地方公務員	厚生労働省の決定を受けて、農水省の対応(対策)について、今後の説明、文書等の有無	農林水産省、都道府県、関係団体の参集による「農薬の飛散防止対策協議会(仮称)」を立ち上げ、農薬の飛散防止対策についてのマニュアルを作成するなど農業生産現場での取組みを推進・強化していく予定としています。
15 農協	毒物劇物の判定基準が2005年より国際基準値(数値が引き上げられた)に改められた。日本人の平均体重は52.6kgである。欧米人では60.7kg、日本人の人命軽視にならないか？	毒物劇物取締法関係は今回のリスクコミュニケーションと直接の関係はありませんが、食品衛生法に基づく農薬等の残留基準設定に当たってADIとの比較を行う際には、平均摂取量の算出のもとになった集団の平均体重(例えば、国民平均53.3kg、幼小児15.8kg、妊婦55.6kg、高齢者54.2kg)を考慮しています。

質問者	質問の内容	回答
16 農協	農薬のADIは、現有農薬名(成分名等)284種類について明記されている。現在農薬取締法上の登録農薬は21,550種類以上に到達している。しかし、登録失効等生産中止農薬を除く約1/4(5,000種類)程度が流通している。新規登録段階で新規化合物のADIを求めることは必定としても、過年度登録取得農薬のADIを算定することは至難の業であろう。	本年9月30日現在の農薬取締法に基づく、登録数はこれまで製剤ベースで21,554件登録されており、登録失効等の農薬を除く4,535件については、現在でも登録されています。また、登録失効等の農薬を除くと有効成分ベースで539件が登録しているところです。このうち、食用作物に登録のある農薬については、天敵など特殊なものを除いてADIが設定されています。このように、商品としては複数の剤型、複数の社が登録していても、成分としては同一のものがあり、商品ごとにADIを定めるわけではありません。実際、ADIの設定は簡単ではありませんが、ADIを設定する成分は限られています。
17 農協	マイナー作物は今後海外から多数導入されるであろう。当然登録農薬がないのが現状である。改正農薬取締法施行と合わせ経過措置対策が取られて登録拡大に奔走した。この措置は平成18年3月末日をもって終了することになっているが、世界の食物文化の移入と合わせ、農薬取締法の末尾に経過措置項目を悠久に残して欲しい。法律は改正されてこそ進化するもの、如何なる法律にも経過措置項目が設けられている。	経過措置については、農薬取締法改正による生産現場の混乱を回避するために、平成15年3月から2年間の予定で実施されたものです。新規導入作物のために、経過措置を継続することについては、農薬取締法の改正に伴う生産現場における農家等の混乱を防止するという制度の趣旨からみて適当ではなく、また消費者の理解も得ることが難しいと考えています。その一方で、農薬登録拡大を促進することが重要であり、農林水産省としては、グループで登録できる仕組みの拡大や登録データの作成等を行う都道府県への助成等の取組を推進していくこととしています。
18 農協	我が国では果樹類に農薬の適用登録があっても、ごく一部の野菜を除き、野菜類には適用登録がないものがある。	農薬の適用作物は、その農薬の薬効や薬害、残留性といった個々の農薬の性質を踏まえて、登録申請者が決定し、農林水産省では登録検査の結果、安全性に問題がなければ、申請に基づいて登録しています。
19 農協	農薬登録保留基準の内、外国の基準があるにしても、外国名記述に該当しない国名であった場合は、陸揚げ停止、返品処置がとられていますか？	ご質問の趣旨が分かりかねますが、輸入食品について、水際で我が国の食品衛生法に基づいて設定された農薬の残留基準等に違反するものであることが判明した場合には、外国の基準に関係なく、積戻しや廃棄等の措置がとられることとなります。
20 農協	特定農薬について、品質管理が不可能なものへの承認はしないで欲しい。しかし、多くの希望が山積しているようですが、未特定物品の取り扱いについて説明して下さい。(例:木酢液、竹酢液等のラベル表記と販売の実情)	特定農薬の指定の可否については資料毎に、その薬効や安全性等に関する科学的な見地からの検討を行った上で判断することとしており、現在、候補となる資料毎に学識経験者からなる委員会等の意見を聞きながら検討を進めているところです。そうした検討の中で、品質管理が不可能であること等により薬効や安全性が担保できないことが明らかとなっている資料については、特定農薬に指定できないと考えています。木酢液、竹酢液等は、先の委員会で検討していただいているところですが、安全性や薬効に関する情報が不足しており、その取扱いをどうすべきか判断するまでには到っておらず、現在、さらなる情報収集を進めているところです。
21 農協	外国産穀類(飼料用を含む)のポストハーベストアプリケーションの実情はいかになっておりますか？輸出国及び使用農薬名その他。	外国産穀類のポストハーベスト農薬の国毎の使用実態について、把握していませんが、我が国の食品衛生法では、農薬の使用が収穫前か後かにかかわらず、基準値を超える農薬が検出された場合には国内流通することはできません。政府が輸入している外国産米麦は、ポストハーベストに使用されるものも含め輸入時に残留農薬検査を行い、食品衛生法等に基準を満たしたものののみを買い付けております。なお、産地国及び農薬毎の検査結果については http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/beibaku.htm で公表しております。
22 食品等事業者	今回の施行予定の制度が、食品製造業にとってどのような点が変わるのか、また課せられるのかをわかりやすくご説明頂きたいと思っております。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
23 食品等事業者	少子化・農業従事者不足、食材を無駄にしている日本の現状で近隣諸国との関係を相互に納得できる輸入食品の構築が早急に望まれるし、そのための具体的施策が重要であると考えます。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
24 消費者	農薬等のポジティブリスト制について 消費者としてより安全・安心な食生活が出来るので、大いに期待しています。	ご意見をいただき、ありがとうございました。

	質問者	質問の内容	回答
25	消費者	BSEに関して 米国の予防手続は違反や現場での指導不徹底等をふまえ、日本政府は臆することなくこれに当たって欲しい。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
26	消費者	大豆食品について 加工食品のDNA検査は消費者として待ち望んでいたことで、「国産大豆使用」「遺伝子組換えでない」と軒並みに表示されているが、業者側の安易な思惑に感じられて仕方がない。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
27	農協	麦類赤カビ病の生成するデオキシニバレノール毒素 (DON) のリスク管理、農薬散布問題に伴う農薬の必要性、天然毒素及び解毒方法が織りなす安全性の解説について(その他。穀実センチウの毒素等)	ご質問の趣旨がわかりかねる部分もございますが、小麦に含有されるDONについては、暫定的な基準値を設定しており、関係事業者に対しその基準値を遵守するよう指導しています。